

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

無実の者に刑事事件において有罪の判決が確定される冤罪は、憲法が保障する基本的人権を脅かす、深刻な人権侵害である。

現在、刑事訴訟法において、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的に、再審制度が規定されている。しかしながら、現行の刑事訴訟法では再審請求手続に関する審理の在り方について細かな定めがなく、裁判官の裁量に委ねられている。そのため、その審理の進め方は裁判官によって違いがあり、審理の適正さが制度的に保障されず、公平性も損なわれていると指摘されている。

また、特に大きな問題となっているのが、再審における証拠の開示についてである。当初の裁判では提出されなかった捜査機関が持つ証拠によって新たな事実が明らかとなり、再審開始の決定や再審無罪につながった例は少なくない。しかしながら、現行の刑事訴訟法では再審において捜査機関が持つ証拠を開示させる仕組みが整っておらず、裁判官や検察官の対応いかんで証拠の開示に大きな差が生じている。

さらに、再審開始の決定がなされても、検察官が抗告することなどにより審理が長期化していることも問題である。審理が長期化することで、冤罪被害者は長期間において不当な拘束や社会的な損害を受け続けることになり、冤罪被害者の速やかな救済のため、再審制度の見直しは喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法における再審の規定を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛（各 通）